

NO. 6 6

水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-620-2284 FAX 045-620-2284

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源車は、パタゴニア日本支社の助成を受けています》



11.9 石木ダム全国集会（長崎）

11.10 水源連総会(川棚町)へ

石木ダム建設絶対反対同盟に全国から支援を

目次

- 水源連総会と全国集会のお知らせ 2
- 石木ダム事業認定への抗議声明 5
- 強制収容可能性発言についての
申し入れ 5
- 設楽町長選挙の向こうに
見えてくる「ダム建設中止」 7
- 市野和夫氏が設楽町長選出馬 8



水源連総会と全国集会のお知らせ

1. 全国集会と総会は石木ダムに焦点を合わせます。

今年の全国集会は「石木ダム建設中止」をテーマに、11月9日（土）14時から長崎市原爆資料館ホールで開きます。10日（日）は午前中に川棚町のくじゃく荘で水源開発問題全国連絡会総会を開き、午後からは現地見学会を行います。

石木ダム建設予定地には何代にもわたって住み続けている石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名の皆さんが、「まったく無用な石木ダムのために私たちの居住地は絶対に明け渡さない！」と徹底抗戦を続けています。長崎県と佐世保市に「石木ダム建設中止」の声を届けることが今年の全国集会の目的です。「石木川の清流とホテルを守る市民の会」（長崎市民）他の皆さんが実行委員会をつくって準備されています。

2. 石木ダム問題最近の状況と水源連の取組み

1) 事業認定抗議声明

九州地方整備局は9月6日、石木ダムの事業認定を告示しました。

まったく必要性のないダムであるにもかかわらず、九州地方整備局と国土交通省社会資本整備審議会は 起業者・長崎県と佐世保市の言い分をそのまま追認して「公益性がある」としました。地元住民 13 世帯の皆さんが生活の場を失う不利益については一言も言及しておらず、全く不当な事業認定です。

社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨には、石木ダム事業の問題を的確に指摘した意見ばかりが記されており、それらの意見を踏まえるならば、同分科会の答申は事業認定拒否になるべきでしたが、不可解なことに答申は事業認定を妥当としました

13 世帯の住民を守り抜くために、水源連も総力を挙げてこの事業を中止に追い込みたいと思います。事業認定の欺瞞性を明らかにすると共に、長崎県に対しては石木ダム建設中止を、佐世保市に対しては石木ダム事業からの撤退を全国から迫っていきましょう。

水源連として、事業認定に対する抗議・糾弾声明を認定庁である九州地方整備局と、起業者である長崎県・佐世保市に送付しました。「長良川市民学習会・導水路はいらない！愛知の会」、「徳山ダム建設中止を求める会」、大阪府「安威川(あいがわ)の治水を考える流域連絡会」、愛知県「設楽ダム建設中止を求める会」もそれぞれ抗議声明を発表し、九州地方整備局と長崎県・佐世保市に送付しました

2) 署名活動

九州地方整備局には事業認定拒否を、長崎県には石木ダム中止を求める署名活動が、石木ダム建設反対長崎県民の会によって取り組まれています。事業認定が告示された現在は、長崎県に石木ダム中止を求める署名活動に絞って継続されています。とりあえずの期限は10月15日です。水源連は全国にこの署名への賛同・協力を呼びかけています。

3) 共有地運動

水源連は石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄氏から「共有地を設定したいので協力願いたい」と要請を受けました。「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を事務局内に設置し、4月下旬から6月15日にかけて、共有者地権者と支援者を全国的に募りました。

この運動には全国から合計 214 名の方から申し込みをいただきました。共有地希望者 186 名、

支援賛同者 48 名（その内の 22 名は共有地希望者）、その他カンパを寄せられた方は 8 名でした。寄せられた総額は 673,000 円に達しました。このお金は、「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」が管理し、共有地登記費用、石木ダム建設絶対反対同盟の活動支援に使わせていただきます。

共有地の登記は 8 月 31 日に終わることができました。

3. 日程（水源連だより 65 号のお知らせと変更になっています。ご注意ください）

☆ 11 月 9 日 （土）全国集会・市内パレード・懇親会

13:00 集合：長崎県原爆資料館ホール 宿泊者受付

13:30～16:00 長崎県原爆資料館ホール 「やめさせよう石木ダム建設！全国集会」

サブタイトル：「許すな強制収用！ 守ろう自然とふるさと！」

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんを中心にした合唱団による「こうばるの歌」合唱をご期待下さい。

そのほか、集会の詳細は、水源連ホームページに掲載いたします。

16:00～17:00 「石木ダムはいらない！」長崎市内パレード

原爆資料館から長崎駅方向

パレード終了後マイクロバスで川棚町こうばる公民館へ移動

18:30～20:30 川棚町こうばる公民館で懇親会

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さん、石木ダム建設反対長崎県民の会の皆さんと懇親会を開いて交流を図ります。

21:00 宿舎 国民宿舎くじゃく荘

☆ 11 月 10 日 （日）総会・現地見学会

8:30～12:00 宿舎にて 水源開発問題全国連絡会の総会

12:00～12:30 昼食

12:30～ 14:30 現地見学会

解散は川棚駅。その後、長崎空港までのマイクロバスを運行します。

☆ 11 月 11 日 （月）県庁要請行動

10:00 長崎県庁にて「石木ダム中止」を求める要請行動

長崎県に対して、必要性が全くなく、13 世帯 60 名を犠牲にする石木ダムの計画を直ちに中止するよう、全国からの声を届けたいと思います。参加可能な方、是非共に県庁に行きましょう。

◎ 交通手段

1) 全国集会から参加される方

13:00 の原爆資料館集合に間に合わせるため、長崎空港経由の方は、下記・長崎空港リムジンバスを使ってください。

（バスが長崎市内に入ると遅れることが多いので、余裕を見ました。余裕があれば、簡単な昼食をとることもできるでしょう。）

長崎空港リムジンバス（空港－長崎市内）長崎空港発 11:25 長崎駅下車 12:08

路面電車赤迫行きに乗換、長崎駅前から 6 駅（12 分）浜口町下車、徒歩 5 分で原爆資料館
上記のバスに乗るには、羽田発の飛行機の場合は、下記いずれかの便に乗らないと間に合いま

せん。

- ANA 661 便 羽田空港発 08:10 長崎空港着 10:05
- JAL1841 便 羽田空港発 07:45 長崎空港着 09:40

2) 9 日の集会・パレード終了 後から 10 日の解散後の川 棚駅および長崎空港までの 移動方法

マイクロバスをチャーターし
ました。利用料金は 1,000 円。

3) 11 日 長崎県庁要請行動 10 時現地集合とします。

長崎県庁要請行動 要請先は
長崎市内の県庁ですが、建物
については総会でお知らせし
ます。

10 日の宿舎は各自手配してく
ださい。



◎ 宿舎・総会会場

9 日の宿舎は川棚町の海見える温泉リゾート 国民宿舎 くじゃく荘

〒859-3618 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 272 TEL: 0956-82-2661 FAX: 0956-83-3210

※ 事務局および全国集会からの参加者が懇親会を終えてチェックインするのは午後 9 時頃になります。
懇親会に参加せず宿舎に直接行かれる方は、部屋割り等の関係もありますので、参加申込みの際に必ず
その旨をお知らせ下さい。連絡頂かない場合はロビーで 9 時までお待ちいただくことになります。

4. 参加費および申込み方法

参加費合計 9000 円

内訳 宿泊費 5800 円 (4 人相部屋、10 日の朝食・昼食含む、個室希望の場合は別途料金、
なお、早めにご連絡頂かないと個室は確保できない場合があります。)

懇親会費 2000 円 マイクロバス代 1000 円 総会資料代 200 円

※その他に全国集会参加費が別途必要となります。

参加申込みの方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送又は FAX で事務局宛にお送り下さい。

メールの場合は、申込書の記入事項と同じ内容を事務局宛てにお送り下さい。

事務局 〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28 水源連

FAX 045-620-2284

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

申込み締め切り 10 月 18 日 (金) 必着

2013 年 9 月 7 日

石木ダム事業認定への抗議声明

水源開発問題全国連絡会

2013 年 9 月 6 日、九州地方整備局は不当にも石木ダム事業認定を告示した。

認定理由には起業者の言い分をそのまま追認しただけで、同事業への異論・反論に対する事業認定庁としての検証は行われていない。石木ダムが利水・治水の両面で全く不要な事業であることは意見書、公聴会で明々白々になったにもかかわらず、事業推進の結論が先にありきの認定に堕している

そればかりか、この事業によって地域社会と生活を破壊される 13 世帯約 60 人の地元住民の存在については一言も触れていない。

今回の事業認定は最初から石木ダム推進のための認定であり、事業目的を捏造し、「ムダな石木ダムには絶対に居住地を明け渡さない」とする 13 世帯地元住民の意思を無視したことは絶対に許されない。

「13 世帯約 60 人の地元住民の存在の無視」は言語道断である。

事業目的が破綻している内海ダム事業においても不当にも事業認定がされたが、事業認定理由としては、「支障となる人家等の家屋がほとんどなく、・・・」としている。今回は「支障となる人家等の家屋」が 13 世帯が居住しているのである。

「13 世帯約 60 人の地元住民の存在」をまったく無視し、捏造された事業目的を追認しただけの石木ダム事業認定に抗議・糾弾する。

あわせて、長崎県には「石木ダム事業の中止」を、佐世保市には「石木ダム事業からの撤退」を求める闘いを全国の仲間と共に進めることを宣言する。

参考：内海ダム事業認定理由抜粋

なお、施行方法については、ダム案（申請案）、河道改修案（河道約 1,200m の区間を河床掘削及び兩岸を引堤して河道を拡幅する案）及び遊水地案の 3 案について比較検討が行われている。申請案は、水没地を発生させることになるものの、他の 2 案と比較して支障となる人家等の家屋がほとんどなく、周辺住民に対する影響が小さいこと、工事による長期の交通規制は不要なため、住民の日常生活の利便性に与える影響が小さいこと、事業費が最も廉価であり、経済性にも優れていることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

2013 年 9 月 20 日

長崎県知事

中村 法道 様

石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会

石木川まもり隊

水問題を考える市民の会

石木川の清流とホテルを守る市民の会

連絡先：長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 272-4

生月 光幸 電話：0956-27-7505

強制収用の可能性発言についての申し入れ

国交省九州地方整備局は、9 月 6 日土地収用法に基づいて石木ダム建設について事業認定の告示を行いました。

事業認定理由は、一方的に起業者の立場に立ち、まともな検証なしに公益性・公共性を認めるという不当なものです。

失われる利益には、若干の動植物、環境があげてあるだけで、そこに生活している 13世帯約60人の存在は全く無視されています。

戦後のダム建設事業において、全く異例の「蛮行」が強行されようとすることは断じて許すことはできません。

この日の記者会見で、中村県知事は驚くべき発言をしました。

「強制収用は別途手続きが必要だが、しかるべき段階で決断を求められる」（9月7日、長崎新聞）「理解が得られない場合は（強制収用が）選択肢としてありうる」（9月7日 西日本新聞）という極めて重大な態度表明です。

第一に、県知事のこの態度表明は、事実上の強制収用宣言に等しいものです。それは 50年間に及び揺るぎもせず確固とした反対の態度を貫いている地権者の理解が得られないことは明白だからです。

第二に、中村県知事が県知事選挙での「強制収用はしない」という公約への違反になる ことです。また、県議会など公の場で、この間言い続けてきた「強制収用はしない」と いう県知事の言明にも真っ向から反します。事業認定申請の目的について「それは地権者との話し合いを進めるためのもので、強制収用するためではない」と言って事業認定申請の撤回を拒んできた経過からみても理解を得られるものではありません。

県知事の「強制収用も選択肢としてありうる」とした県民を裏切る態度表明に怒りを込めて抗議します。直ちにこれらの言明を撤回することを求めます。

そして、公約の通り「強制収用は行わないこと」即ち「収用裁決申請は行わないこと」を表明するように求めます。

(以上)

朝日新聞長崎版 2013/9/21

強制収用「手続きするな」

石木ダム 市民団体、県に抗議



石木ダム（川棚町）の建設計画が国から事業認定されたことを受けて、建設に反対する地権者を支援する四つの市民団体のメンバーが20日、県庁を訪れ、強制収用の手続きを進めないよう求める申入書を中村法道知事あてに出した。「生活している13世帯約60人の存在は、まったく無視されている」と反発している。

ダムは県と佐世保市が建設を計画しているが、用地の一部について地権者との交渉が難航。事業認定によって、強制収用の裁決を申請できるようになった。中村知事は認定を受けて「強制収用も選択肢としてはありうる」と発言した。申入書はこの発言について「事実上の強制収用宣言に等しい」と非難。2010年の知事選で地権者らが依頼した候補者アンケートで、中村知事が「強制収用をしない」と答えたことに触れ、「食い違っている」と発言の撤回を求める。

県庁で開かれた記者会見には、地権者の岩下和雄さん(66)も出席。「事業認定の申請を取り下げれば話し合いに応じると前々から言ってきた。認定された以上、今後、一切応じる気はない。私たちのダム反対の気持ちはひとつも変わらない」と話した。

岩下さんによると、地権者らは事業認定について、国土交通省九州地方整備局に行政不服審査請求をする準備を進めている。仮に不服が認められない場合、認定の取り消しを求める訴訟を起こす考えだ。

4団体などは「やめさせよう石木ダム建設！ 全国集会」を、11月9日午後1時半から、長崎市平野町の長崎原爆資料館ホールで開く。

(井口恵理)

設楽町長選挙の向こうに見えてくる「ダム建設中止」

設楽ダムの建設中止を求める会事務局 奥宮芳子

2013 年8月8日、設楽ダム建設予定地である、愛知県北設楽郡設楽町に政治団体「設楽の明日を考える会」が地元有志5人の発起人で設立された。設立趣旨は「ダムマネーに便乗した地域振興を掲げる現町政に未来はない。現町政と決別し、住民自ら町の財産を守り、町づくりを勉強していこう」とするものである。さらに「設楽町は、人口わずか 5,500 人程度で周辺約 90%を山林に囲まれる高齢化率 45%という典型的な過疎・高齢化の町である。この町に総貯水量 8,000 万トン(のちに 1 億トンにかさ上げ)のロックフィルダムの建設計画が持ち上がって 40 年も経た 2009 年、設楽町はダム建設受け入れに調印した。現在この町は水没地域の住民の移転が静かに進行し、過疎化にさらに拍車がかかっている。かようにダム問題に翻弄されている設楽町であるが、そもそも当初から強固なダム建設反対の住民意思がありながら、設楽町が水源地域としてダム建設に代わる将来への何らのビジョンも持ち合わせず、町作りの方向性を示して来なかった事が、今日の事態を招いている最大の要因である」と現状を分析し、ダム建設に代わる将来の町のビジョン作りを進めていくことを宣言した。

住民の「反省」を出発点とした会の設立である。発起人 5 人の中に「設楽ダムの建設中止を求める会」代表市野和夫が名を連ねている。現住所を豊橋から設楽町津具村に移し設楽町民となって会設立に参加した。また、同じ頃設楽町住民の要請に応じて、この 10 月 20 日を投票日とする設楽町長選に出馬表明した。市野和夫後援会も立ち上げられた。先頭に立って設楽町の「ダムに頼らない持続可能な町」作りを、市野和夫は公約とした。

「設楽ダムの建設中止を求める会」は、市野代表の出馬決断を全面的に賛同し、応援していくことを臨時総会で確認した。ダムに頼らない町づくり提言は、ダム中止を訴えてきた私たちの義務でもあろう、と言う会員も少なくなかった。

私たちは7年間の裁判を通して設楽ダム建設がムダであること明らかにしてきた。設楽ダム建設の目的である、新規利水の供給、流水の正常な機能の維持、洪水などについて弁護団は粘り強く、国に情報開示請求するなどしてデータを集め反証した。ダム・ダム湖の予定地ではダム・ダム湖の地盤として不適切であることを国土問題研究所に調査依頼し、専門家の意見を持って立証した。国土交通省が主張する、設楽ダム建設の必要性は悉く論破された、と確信している。しかし、今年4月の高裁判決は、これらの重要な争点について控訴人の主張を記載せず、判断しなかった。私たちは上告し、現在判断は最高裁に委ねられている。立木トラスト運動は全国から参加し、その数は3400人になった。それでも地元では何事もなかったかのようにダム関連事業として振替道路が造られていく。新入学生が減り続けているのに学校、幼稚園が増改築され町役場がダムマネーで新築されていく。水没者の移転補償金額の差異が町民のところに亀裂を生んでいる。ダム建設事業者のしたたかさは私たちの想像を超え、非人道的である。しかし、ダムに頼らないで暮らすビジョンを示す候補者が出ない限り、住民に選択の道はない。事業は受け入れられていく。住民以外の人間はやるせない思いで見ているしかないのだろうか・・・。

こんな閉塞感を打開するのが「設楽の明日を考える会」であり、この会の目的実現を公約とする市野和夫の町長選出馬だと私たちは捉えている。「自然と源流の森が残る豊川上流域の寒狭川は、愛知県の中でも唯一残された清流であり、流域全体の大きな財産である。この大きな財産を守りながら、下流域にきれいな水を絶え間なく届ける役割と責任を果たしつつ町作りをして行く」と市野は公約した。私たちは、この選挙戦の向こうにダム建設中止があると信じた。選挙の勝敗に拘わらずダムに頼らない町政の提案をすることに意味がある。これは私たちばかりではなく全国のダム問題を抱える住民や自治体にさえも大きな力になるのではないだろうか。私たちは市野候補が掲げる政策が実現することを祈り、全力で支援する。

—市野和夫氏が設楽町長選挙に出馬—

既に水源連だより 65号でもお知らせしましたが、設楽ダム建設中止を求める会代表の市野和夫氏が、この10月20日投票の設楽町長選挙に、「住民が豊かな自然を誇りに出来る町づくり」を基本政策に掲げて、出馬を表明しました。市野さんのホームページ <http://www.ichino.kazuo.net> で詳細をご覧ください。

前ページの奥宮さんからの報告のように現在地元設楽町では「設楽の明日を考える会」「市野和夫後援会」が設立され活発な活動が行われています。水源連としても全国からの応援をお願いいたします。

～～～以下「設楽ダム建設中止を求める会ニュース 第31号 2013年9月」より転載～～～

市野和夫後援会に関する行事案内

設楽町長選挙は10月15日告示、10月20日投票で執行されます。「ダムに頼らない持続可能な町づくり」を目指す住民らによって市野和夫後援会が設立されました。

また幅広い人々を結集して勉強会を開き、設楽町住民一人一人が町作りの意欲を高め、目標を共有する事こそが、新しい町作りの第一歩に繋がると信じ、

勉強会「設楽の明日を考える会」が設立されました。

9月1日に青山貞一氏(環境総合研究所顧問)を招いて講演会及び市野和夫氏との対談が開催されました。100人を超える町内外の人々が集まり、設楽が変わりつつあることが確認できた集会となりました。今後支援者、理解者を広げていく必要があります。ぜひご協力をお願いします。(O)

〇市野和夫事務所開きのご案内

日時：9月29日(日) 16:00～

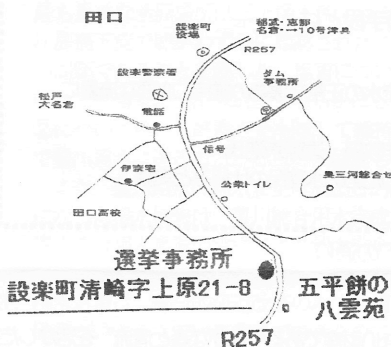
場所：設楽町清崎字上原21-8

〇出陣式のご案内

日時：10月15日(火) 9:30～

場所：市野和夫事務所
設楽町清崎字上原21-8

問い合わせ TEL 0536-62-2890
いずれも駐車は伊奈さん宅(田口高校正門前)を利用してください。



選挙カンパについて

市野和夫後援会では選挙のカンパを受け付けております。

- ・郵便振替をご利用される場合は
郵便振替用紙に、名前、住所、職業、選挙募金と明記のうえ下記の口座にお振込みください。
※ 選挙への問合せで、政治資金規正法による所得控除はできないことが判明しました。(スミマセン)

口座番号 00860-9-215048

口座名 市野和夫後援会
(イチノカズオウエンカイ)

- ・他銀行からの振込先
〇/〇店(089)
当座 0215048

問い合わせ先 090-7601-1411
市野和夫後援会会長
伊藤幸義



市野和夫のホームページ

<http://www.ichinokazuo.net>

ここには市野和夫の政策が詳しく掲載されています。ぜひ一度クリックしてみてください。



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://no-dam.net/>

郵便振替の口座番号: 00870-1-134146 加入者名: 設楽ダムの建設中止を求める会
他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089(ゼロハチキョウ店) 当座 0134146】
設楽ダムの中止を求める会の年会費は 2000 円です。

代表 市野和夫 ichinok7@mx3.tees.ne.jp
事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3 0532-54-7305
okumiya@xj.commufa.jp